

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成26年5月15日(2014.5.15)

【公表番号】特表2013-528213(P2013-528213A)

【公表日】平成25年7月8日(2013.7.8)

【年通号数】公開・登録公報2013-036

【出願番号】特願2013-514169(P2013-514169)

【国際特許分類】

A 6 1 K	38/00	(2006.01)
A 6 1 K	9/20	(2006.01)
A 6 1 K	47/10	(2006.01)
A 6 1 K	47/38	(2006.01)
A 6 1 K	47/12	(2006.01)
A 6 1 P	7/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/02	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	37/02
A 6 1 K	9/20
A 6 1 K	47/10
A 6 1 K	47/38
A 6 1 K	47/12
A 6 1 P	7/00
A 6 1 P	35/02

【手続補正書】

【提出日】平成26年3月27日(2014.3.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

エザチオスタッフ塩酸塩の結晶性非溶媒和物、顆粒内賦形剤、および顆粒外賦形剤を含む医薬的に許容される錠剤であって、エザチオスタッフ塩酸塩が錠剤の75～82重量パーセントを構成する、錠剤。

【請求項2】

エザチオスタッフ塩酸塩が結晶形Dを含む、請求項1に記載の医薬的に許容される錠剤。

【請求項3】

該錠剤が100mg～1250mgのエザチオスタッフ塩酸塩を含む、請求項1に記載の医薬的に許容される錠剤。

【請求項4】

顆粒内賦形剤がマンニトール、クロスカルメロースナトリウム、およびヒプロメロースからなる群から選択される、請求項1に記載の医薬的に許容される錠剤。

【請求項5】

顆粒内賦形剤がマンニトール、クロスカルメロースナトリウム、およびヒプロメロースの混合物を含む、請求項4に記載の医薬的に許容される錠剤。

【請求項6】

顆粒内賦形剤が錠剤の17~21重量パーセントを構成する、請求項5に記載の医薬的に許容される錠剤。

【請求項7】

顆粒内賦形剤の総量が錠剤の19~20重量パーセントである、請求項6に記載の医薬的に許容される錠剤。

【請求項8】

顆粒内賦形剤混合物に用いられるマンニトールの量が錠剤の13~15重量パーセントの範囲にある、請求項7に記載の医薬的に許容される錠剤。

【請求項9】

顆粒内賦形剤混合物に用いられるクロスカルメロースナトリウムの量が錠剤の1.5~3.5重量パーセントの範囲にある、請求項7に記載の医薬的に許容される錠剤。

【請求項10】

顆粒内賦形剤混合物に用いられるヒプロメロースの量が錠剤の2~4重量パーセントの範囲にある、請求項7に記載の医薬的に許容される錠剤。

【請求項11】

顆粒内賦形剤混合物に用いられるマンニトールの量が錠剤の13.5~14.5重量パーセント、顆粒内賦形剤混合物に用いられるクロスカルメロースナトリウムの量が錠剤の2~3重量パーセント、および顆粒内賦形剤混合物に用いられるヒプロメロースの量が錠剤の2.5~3.5重量パーセントである、請求項1に記載の医薬的に許容される錠剤。

【請求項12】

顆粒外賦形剤がクロスカルメロースナトリウムおよびステアリン酸マグネシウムの1つ以上から選択される、請求項1に記載の医薬的に許容される錠剤。

【請求項13】

顆粒外賦形剤混合物に用いられるクロスカルメロースナトリウムの量が錠剤の1.5~3.5重量パーセントである、請求項12に記載の医薬的に許容される錠剤。

【請求項14】

顆粒外賦形剤混合物に用いられるステアリン酸マグネシウムの量が錠剤の0.5~1.5重量パーセントである、請求項12に記載の医薬的に許容される錠剤。

【請求項15】

顆粒外賦形剤混合物に用いられるクロスカルメロースナトリウムの量が錠剤の2~3重量パーセント、およびステアリン酸マグネシウムの量が錠剤の1重量パーセントである、請求項12に記載の医薬的に許容される錠剤。

【請求項16】

顆粒内賦形剤混合物に用いられるマンニトールの量が錠剤の13.5~14.5重量パーセント、顆粒内賦形剤混合物に用いられるクロスカルメロースナトリウムの量が錠剤の2~3重量パーセント、および顆粒内賦形剤混合物に用いられるヒプロメロースの量が錠剤の2.5~3.5重量パーセントであり；

さらに、顆粒外賦形剤混合物に用いられるクロスカルメロースナトリウムの量が錠剤の2~3重量パーセントの範囲、および顆粒外混合物に用いられるステアリン酸マグネシウムの量が錠剤の1重量パーセントである、請求項1に記載の医薬的に許容される錠剤。

【請求項17】

該錠剤がフィルムコーティングをさらに含む、請求項1に記載の医薬的に許容される錠剤。

【請求項18】

該錠剤が500mgのエザチオスタット塩酸塩を含む、請求項1に記載の医薬的に許容される錠剤。

【請求項19】

該錠剤が750mgのエザチオスタット塩酸塩を含む、請求項1に記載の医薬的に許容される錠剤。

【請求項20】

該錠剤が1 g のエザチオスタッフ塩酸塩を含む、請求項 1 に記載の医薬的に許容される錠剤。

【請求項 2 1】

該錠剤が1 . 2 5 g のエザチオスタッフ塩酸塩を含む、請求項 1 に記載の医薬的に許容される錠剤。

【請求項 2 2】

該錠剤が乾燥剤と共に容器内に保存される、請求項 1 に記載の医薬的に許容される錠剤。

【請求項 2 3】

エザチオスタッフ塩酸塩の結晶性非溶媒和物、顆粒内賦形剤、および顆粒外賦形剤を含む医薬的に許容される錠剤であって、エザチオスタッフ塩酸塩が錠剤の 7 5 ~ 8 2 重量パーセントを構成する、錠剤。